

質問 回答書

	掲載箇所	質問内容	回 答
1	仕様書 6 納品・設置 (5)	電子マネー決済、QRコード決済対応であること。（当面は現金のみ）につきまして、納期限である「令和7年6月30日」までに利用できなくても良いとの認識でしょうか。後日、利用できる機能を納めても良いとの認識でよろしいでしょうか。	メーカーから複合決済端末（ME-10）は、電子マネー決済の審査が承認された後でないと納品できない旨の説明がありましたので 複合決済端末は含まないものとし、6の（5）装備オプションの「電子マネー決済、QRコード決済対応であること」及び 4 基準製品欄の「複合決済端末（ME-10）付き」は削除します。
2	説明書「1 入札に付する事項」（5） 納品・設置期限について	納期限は令和7年6月30日とありますが、複合決済端末が付いた状態だと申請手続きなどに時間を要するため(約2カ月)間に合いません。複合決済端末は後から取付でも構わないでしょうか？	同上